

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

当市では、建築基準法第97条の2の規定に基づく建築物の認定等を北海道建築基準法施行条例と同じ基準で行っている。また、当該認定等に関する手数料についても、北海道建設部手数料条例に準じて設定している。

今回、北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（令和2年北海道条例第53号）が施行されたことを受け、手数料の改定を行う。

第2 改正の内容

建築物確認等申請手数料について、北海道の当該手数料と同額に改定する。

第3 施行期日

令和2年10月19日

岩見沢市条例第25号

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月12日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表建築物確認等申請手数料の部第1項第1号から第5号までを次のように改める。

(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円 (当該申請に係る建築物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合(以下「確認の特例の場合」という。)にあつては、12,000円)
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円 (確認の特例の場合にあつては、19,000円)
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円 (確認の特例の場合にあつては、28,000円)
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 44,000円 (確認の特例の場合にあつては、37,000円)

(5) 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 73,000円
----------------------------	---------------

別表建築物確認等申請手数料の部第2項第1号中「15,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号中「10,000円」を「12,000円」に改め、同部第3項第1号から第5号までを次のように改める。

(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円 (当該申請に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合(以下「検査の特例の場合」という。)にあつては、13,000円)
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円 (検査の特例の場合にあつては、16,000円)
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円 (検査の特例の場合にあつては、19,000円)
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 30,000円 (検査の特例の場合にあつては、26,000円)
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 48,000円

別表建築物確認等申請手数料の部第4項中「12,000円」を「14,000円」に改め、同部第6項中「75,700円」を「74,600円」に改め、同部第7項中「51,100円」を「50,000円」に改め、同部第8項第1号ア及びイ中「95,500円」を「94,400円」に改め、同項第2号ア中「項」を「号」に、「95,500円」を「94,400円」に改め、同号イ中「95,500円」を「94,400円」に改め、同項第3号ア中「項」を「号」に、「95,500円」を「94,400円」に改め、同号イ中「95,500円」を「94,400円」に改め、同項第5号中「70,600円」

を「69,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月19日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩見沢市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。